

京都市訓令甲第20号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 樹 本 順 兼

別表第1局長の項第27号中「決定等」の右に「のうち重要なもの」を加え、同項第28号中「削除」を「利用停止」に改め、「決定等」及び「是正」の右に「のうち重要なもの」を加える。

別表第1部長及び室長の項中第14号を第16号とし、第11号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第10号を削り、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 職員公舎に係る入退舎及び職員寮に係る入退寮に関すること。

(9) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。

(10) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いのは正に関すること。

別表第1課長、庶務を担当する副室長及び課を置かない室の庶務を担当する担当課長の項中「副室長及び」を「副室長並びに」に改め、「の庶務を担当する」の右に「課長及び」を加え、同項中第12号を第14号とし、第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。

(9) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いのは正のうち軽易なものに関すること。

別表第1 担当課長及び情報企画担当課長の項中「担当課長」を「課を置かない室に置く課長、担当課長」に改める。

別表第2 納入課長の項第9号及び第10号中「制服及び」を削る。

別表第2 文化課長の項を削る。

別表第2 市民生活部長の項の次に次の1項を加える。

文化芸術企 画課長	(1) 定例的な後援名義及び協賛名義の使用許可に関すること。
--------------	--------------------------------

別表第2 保健福祉局長の項第4号中「指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設」を「指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業者等及び介護支援専門員」に改める。

別表第2 保健福祉部長の項第3号中「及び知的障害者福祉法」を「、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表第2 長寿社会部長の項第2号中「指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設」を「指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業者等及び介護支援専門員」に改める。

別表第2 健康増進課長の項第1号中「児童福祉法による育成医療及び」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改める。

別表第2 都市計画局長の項第1号中「住宅監理員」を「建築主事、建築監視員及び住宅監理員」に改める。

別表第2 住宅建設課長及び住宅改善課長の項中「住宅建設課長及び住宅改善課長」を「住宅整備課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)